

# コンサルタント契約書

公益社団法人日本パワーリフティング協会を甲、公益総研株式会社を乙として、甲乙間に次のとおり、コンサルタント契約を締結する。

## (目的)

第1条 乙は、甲の事務局運営上のコンサルタントとして、公益法人の運営や手続に関する相談を受け、適切な助言及び指導を行う。また、甲の行うべき決算終了後の行政庁への公益認定に関する報告資料に関して、公益認定を維持し続けることができるよう適切な指導をするとともにそれら定期提出書類の作成及び電子申請を行うものとする。

## (コンサルタント料)

第2条 甲は乙に対し、本契約に基づくコンサルタント料として、月額金8万円を毎月末日に支払うものとする。尚、消費税は税率に従い別途支払うものとする。

## (業務の範囲)

第3条 1 第1条の業務はコンサルタント料に含むものとする。但し、相談内容が特殊あるいは高度に専門的で、乙において適切な助言を行うために相当の調査、資料収集を要するものについての費用は、コンサルタント契約の本旨にもとづき、甲、乙、双方話し合ひのうえその都度決定する。

2 第1条の業務以外の書類の作成及び会計決算処理事務等につい

ては、乙が一般向けに公表する申請書等作成代行費用の5割引料金で行うものとする。

3 甲は、乙が第1条の業務を処理するに際して必要とする通信費、郵便代、交通費、印刷費、出張費（1日5万円税別）その他の実費を負担するものとする。

## (秘密保持)

第4条 乙は本件業務を行うにあたり知った甲の秘密については、第三者に開示してはならない。この契約終了後も同様とする。

## (期間)

第5条 本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。但し、上記期間満了の際、甲・乙間に異議がなければ、1年間を契約期間として自動的に更新されたものとみなす。

本契約書は2通作成し、甲・乙各々記名捺印の上、各自その1通を保有する。

2018年11月1日

甲 兵庫県赤穂市加里屋98番地15 205

公益社団法人日本パワーリフティング協会

会長 佐々木健治



乙 東京都港区新橋6丁目7番9号 新橋アイランドビル

公益総研株式会社

代表取締役 福島 達也

